

	令和 3 年 4 月 1 日	環地温発第 2104016 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	環地温発第 2203232 号
改正	令和 5 年 4 月 1 日	環地温発第 2303285 号
改正	令和 6 年 3 月 28 日	環地温発第 24032822 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	環地温発第 2504013 号

革新的な省CO₂型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業実施要領

第 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け環地温発第 1404013 号。以下「交付要綱」という。）第 4 条第 7 項の規定に基づき、同条第 1 項第二号に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、脱炭素社会の実現を図ることを目的とする。

第 2 事業の実施方法等

（１）対象事業の要件

「ポスト・With コロナ」社会における新しいライフスタイルに対応し、安全・安心な衛生環境創出等に資する深紫外線 LED 等を用いた技術や、AI/IoT/センサー等をはじめとしたデジタル技術を活用したエネルギー削減を実現できる取り組みの技術の開発、安全性・信頼性・省エネ効果・品質向上策等の検証を行う次の要件に適合したものを対象とする。

- ① 安全・安心な衛生環境創出等に資する技術やデジタル技術等を活用して、導入する分野・取組においてCO₂削減に資するものであること。
- ② デジタル技術を活用したエネルギー削減を実現できる取り組みについては、地域循環共生圏の構築等に資する省CO₂型ソリューションの形成支援を目的とした取組であること。
- ③ 横展開等により、現在又は将来における事業性が一定程度見込まれるものであること。

（２）補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

ア 事業に必要な用地の確保に要する経費

イ 建屋の建設(本事業の実施に伴い必要となる設備等の維持、管理に必要な必要最小限度のもので、専ら補助事業においてのみ使用し、他用途へ転用することができないものを除く。)にかかる経費

ウ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等(パソコン、机、椅子、事務機器等)の購入費

エ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費

オ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費

カ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費

キ 既存施設、設備等の撤去費

ク その他、事業の実施に関連性のない経費

(3) 維持管理

導入した設備は、補助事業申請者及び事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(4) 報告書の提出

ア 事業継続に係る報告

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況を、別途示す様式※により報告し、継続の審査を受けることとする。

イ 事業終了時に係る報告

補助事業者は、実施課題における補助事業の総事業期間（複数年度に亘り事業を実施した場合はその最終年度）を終了した場合においては、補助事業の概要・成果、成果の発表状況、期待される二酸化炭素削減効果、今後の事業展開に向けての課題等を取りまとめ、別途示す様式※により作成の上、環境省が別途指定する期日までに報告し、事後評価を受けるものとする。なお、期待される二酸化炭素削減効果については、削減量、その算出方法及び算定根拠を記入するとともに、算定根拠として使用した具体的資料を明示すること。

ウ 事業終了後に係る報告

補助事業者は、実施課題における補助事業の総事業期間（複数年度に亘り事業を実施した場合はその最終年度）を終了した年度の翌年度から3年間については、開発・実証された成果の活用状況を取りまとめた上、各年度の翌年度の4月30日までに、別紙様式により報告することとする。

※報告書の様式については、適宜、パワーポイント資料等の様式を指定する。

(5) 委託事業の応募に関する留意事項

補助事業と委託事業を併せて応募する場合には、交付要綱別表第2の第1欄に掲げる業務費等との重複がないようにすること。

第3 収益納付

交付要綱第9条第1項第十三号の規定により環境大臣が事業報告書に基づき相当の収益を生じたと認定した場合、補助事業者は、補助事業をすべて終了した年度以降の3年間について、以下の算出式による収益納付額を国に納付すること。

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額（補助事業により取得した産業財産権等の譲渡、実施権の設定等

による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計)

B：控除額（補助事業に要した経費のうち自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

（注1）相当の収益が生じた場合とは、 $\text{収益額} - \text{控除額} > 0$ の場合とする。

（注2）収益額の計算に当たっては、産業財産権等に対する補助事業の寄与が一部である場合には、公正妥当な寄与率を収益に乗じることとする。

（注3）関係経費等には、当該産業財産権等に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り、必要に応じて当該産業財産権等に係る管理費等を含むことができる。

（注4）補助事業が複数年度に亘る場合は、補助対象経費、補助金確定額、補助事業に要した経費は各年度の累計とする。

（注5）収益が少額の場合や当該年度の収益が赤字の場合は、納付を求めることにより補助目的の阻害となる可能性もあるため、必要に応じて納付の猶予や免除を行うことができる。

附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用し、令和3年度当初予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1. この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1. この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度当初予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1. この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この実施要領による改正後の規定は、令和 7 年度予算に係る補助金から適用し、令和 6 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別紙様式（革新的な省CO₂型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業の事業報告書の作成例）

令和○年度革新的な省CO₂型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業の事業報告書

令和○年○月○日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

○○○事業

2. 事業の概要

【補助事業で確立した技術・システム等の概要を記入する。】

3. 事業の実績

【本報告の対象とする年度における補助事業で実証した技術・システム等の実証方法及び導入した設備の稼働状況等を記入する。また、本実証で得られた検証結果等についても記入する。】

4. 二酸化炭素の削減量

（1）削減量（実績）

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記入する。また、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。】

（2）完了実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【（1）の削減量（実績）が、完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入する（完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）】

5. 事業性の評価

【本報告の対象とする年度におけるCO₂削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記入する。】

6. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入する。】

7. 事業による波及効果

【補助事業の実施による本報告の対象とする年度における同業他社等への波及効果や本報告を行う事業者における同様の設備導入に関する状況を、できるだけ具体的に記入する。】

8. 収益状況報告

産業財産権等の名称	収益額	算出根拠	累計額

【用紙は日本産業規格 A 列 4 番の用紙を用い、文字の大きさは 10～12 ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】